

独立行政法人宇宙航空研究開発機構 中期計画案 新旧対照表

中期計画(変更前)	中期計画(変更後)
<p>I. (略)</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人件費の合理化・効率化</p> <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象から除く。また、役職員については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、その業績及び勤務成績等を一層反映させる。理事長の報酬については、各府省事務次官の給与の範囲内とする。役員報酬については、個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表する。職員の給与水準については、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術職員の資質、人員配置、年齢構成等を十分に考慮した上で、国家公務員における組織区分別、人員構成、役職区分、在職地域、学歴等を検証するとともに、類似の業務を行っている民間企業との比較等を行った上で、国民の理解を得られるか検討を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じる。また、職員の給与については、速やかに給与水準の適正化に取り組むとともに、検証や取組の状況について公表していく。</p> <p>3. ～4. (略)</p>	<p>I. (略)</p> <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人件費の合理化・効率化</p> <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」(平成18年法律第47号)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び以下により雇用される任期付職員(以下「<u>総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等</u>」という。)の人件費については、削減対象から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>競争的研究資金または受託研究もしくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員</u> ・<u>国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者</u> ・<u>運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)</u> <p>また、役職員については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、その業績及び勤務成績等を一層反映させる。理事長の報酬については、各府省事務次官の給与の範囲内とする。役員報酬については、個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表する。職員の給与水準については、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術職員の資質、人員配置、年齢構成等を十分に考慮した上で、国家公務員における組織区分別、人員構成、役職区分、在職地域、学歴等を検証するとともに、類似の業務を行っている民間企業との比較</p>

<p>Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 表（略）</p> <p>[注1]（略）</p> <p>[注2]人件費の見積り</p> <p>中期目標期間中、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費について、総額<u>94,498</u>百万円を支出する。</p> <p>[注3]～[注4]（略）</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>Ⅳ. ～Ⅵ.（略）</p>	<p>等を行った上で、国民の理解を得られるか検討を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じる。また、職員の給与については、速やかに給与水準の適正化に取り組み、平成22年度において<u>事務・技術職員のラスパイレス指数が120以下となることを目標とする</u>とともに、検証や取組の状況について公表していく。</p> <p>3. ～4.（略）</p> <p>Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 表（略）</p> <p>[注1]（略）</p> <p>[注2]人件費の見積り</p> <p>中期目標期間中、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」（平成18年法律第47号）において削減対象とされた人件費について、<u>総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費を除き、総額84,916</u>百万円を支出する。なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費とを合わせた総額は、<u>95,025</u>百万円である。（国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。）</p> <p>[注3]～[注4]（略）</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>Ⅳ. ～Ⅵ.（略）</p>
--	--

<p>Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>業務の合理化・効率化を図りつつ、適切な人材育成や人材配置等を推進する。</p> <p>(参考)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み <u>94,498</u>百万円</p> <p>ただし、上記の額は、「行政改革の重要方針」において削減対象とされた人件費を指す。</p> <p>3. ～5. (略)</p>	<p>Ⅶ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人員に係る指標</p> <p>業務の合理化・効率化を図りつつ、適切な人材育成や人材配置等を推進する。</p> <p>(参考)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み <u>84,916</u>百万円</p> <p>ただし、上記の額は、「行政改革の重要方針」及び「<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律</u>」において削減対象とされた人件費から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等を除いた人件費を指す。<u>なお、上記の削減対象とされた人件費と総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費とを合わせた総額は95,025百万円である。(国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)</u></p> <p>3. ～5. (略)</p>
--	---

宇宙航空研究開発機構（JAXA）の中期計画の変更理由

1. 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）の施行に伴う変更

同法に基づき、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人件費削減の対象を変更するため、中期計画の変更を行う。

（参考）

平成 20 年 8 月 27 日付事務連絡「独立行政法人における総人件費改革について」（行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局、財務省主計局）により、研究開発法人における任期付研究者のうち、以下に該当する者に係る人員及び人件費については、行政改革の重要方針及び行革推進法に基づく、総人件費改革の取組の削減対象の人員及び人件費からは除くこととされた。

（1）国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者

（2）運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）

（3）ただし、上記（2）に該当する研究者の雇用が無制限に拡大することがないように、行革推進法の人件費改革期間中、各研究開発法人の役職員（「公的部門における総人件費改革について（独立行政法人関係）」（平成 18 年 2 月 14 日行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局及び財務省主計局）及び「独立行政法人における総人件費改革について」（平成 20 年 2 月 14 日同）において総人件費改革の取組の削減対象から除かれている者並びに上記（1）に該当する者を除く。この場合において、上記（2）に該当する者は含まれる。）の数又はこれらに係る人件費の額を超えないものとする。

なお、本措置の適用に当たっては、事務・技術職員の給与水準が国を上回る研究開発法人においては、目標とする給与水準、目標期限を中期計画に明記するとともに、給与水準の適正化を着実に進めることとされている。